

【～2月7日分】

紙申請用

大阪府営業時間短縮協力金支給要件確認書

大阪府知事 様

申請日 令和3年 月 日

<申請者> 〒

本店所在地（個人事業主の住所）

事業者名（法人名又は屋号）

代表者名（個人事業主の氏名）

大阪府営業時間短縮協力金の申請にかかる要件については、次のとおりです。

1. 対象施設（店舗）の情報（□は該当するものにチェックを入れてください。）

店舗名称 (店舗名又は屋号)	フリガナ <small>※店舗名はできるだけ詳しく書いてください。例：大阪食堂 大手前店</small>
対象店舗 所在地	〒 ー 大阪府 (店舗の直通電話番号：)
ホームページ等の情報	<input type="checkbox"/> 情報あり (<small>※HPのURLやグルメサイト、SNSなど、店舗の実在を表す、インターネット上の情報についてご記入ください。</small>) <input type="checkbox"/> 情報なし <small>※情報なしの場合は、「店舗の内観写真」と「店舗の賃貸借契約書などの写し」を追加で提出してください。（店舗が自己所有の場合は、賃貸借契約書などの代わりに、発行3ヶ月以内の「店舗の不動産登記簿謄本（建物）」を提出してください。）</small>
対象店舗の 営業開始日	<input type="checkbox"/> 令和3年1月14日以前に営業を開始している (令和3年1月15日以降に営業を開始した場合は、対象外となります。)
対象店舗の営業実態	<input type="checkbox"/> 令和3年2月6日までに閉店※しなかった。 <small>※「閉店」とは、翌日から営業実態がなくなることをいいます。</small> <input type="checkbox"/> 令和3年2月6日までに閉店※した。 ⇒ 閉店日 令和3年 月 日
申請者と 対象店舗の関係	<input type="checkbox"/> 申請者は対象店舗を代表する運営者であり、管理運営の権限を有している。 (管理運営権限を有していない方は、対象外となります。)
通常の営業時間	<input type="checkbox"/> 通常の営業時間に、午後8時から翌午前5時までの時間が含まれている (通常の営業時間が、午前5時から午後8時までの時間内に収まっている場合は、対象外となります。)
業 態	【対象施設（店舗）一覧表】から、該当するものの番号をご記入ください。 <番号> 「3」・「17」については、具体的な業態をご記入ください。
飲食店・喫茶店の 営業許可番号	許可日 年 月 日

2. 要請を遵守した内容（□は該当するものにチェックを入れてください。）

感染拡大予防ガイド ライン及び要請を遵 守した期間	<input type="checkbox"/> 令和3年1月14日から令和3年2月7日まで <input type="checkbox"/> 令和3年1月18日から令和3年2月7日まで <input type="checkbox"/> 令和3年1月14日から閉店日まで <input type="checkbox"/> 令和3年1月18日から閉店日まで
要請を遵守した 内容	<input type="checkbox"/> ①上記の全ての期間において、休業した。 <input type="checkbox"/> ②上記の全ての期間において、営業時間短縮（午前5時から午後8時まで）を行った。 <input type="checkbox"/> ③上記の期間において、休業及び営業時間短縮（午前5時から午後8時まで）を行った。
初回の営業時間短縮日	③を選択された場合は、要請期間中において、最初に営業を行った日をご記入ください。 <small>※ステッカーを導入する前に営業を行っていた場合、やむを得ない理由を申し立てていただく必要があります。</small> 令和3年 月 日
酒類の提供	<input type="checkbox"/> ①酒類の提供を行っていなかった。 <input type="checkbox"/> ②酒類の提供を行っていたが、提供は午前11時から午後7時までとしていた。

3. 大阪府「感染防止宣言ステッカー」の導入に関する情報

登録ナンバー	対象店舗に掲示しているステッカーのナンバー（6ケタ）をご記入ください。					
ステッカー導入時期	<input type="checkbox"/> ①ステッカー導入期限（令和3年1月14日又は1月18日）までに導入できた。 <input type="checkbox"/> ②ステッカー導入期限（令和3年1月14日又は1月18日）までに導入できなかった。					
やむを得ない理由	②「ステッカー導入期限（令和3年1月14日又は1月18日）までに導入できなかった。」を選んだ場合、申請には「やむを得ない理由」が必要です。下記の①～⑤のいずれかから選択してください。「やむを得ない理由」がない場合は申請できません。 <input type="checkbox"/> ①パソコン、スマートフォンなどIT環境がなく登録に時間を要したため。 <input type="checkbox"/> ②感染拡大予防ガイドラインを守っていたので、ステッカーの導入は必要ないと思っていたため。 <input type="checkbox"/> ③ステッカーを登録するだけでよく、掲示が必要だと認識していなかったため。 <input type="checkbox"/> ④発行済みのステッカーを再発行できず、新規で登録しなおしたため（当初登録時の電話番号を忘れた方等）。 <input type="checkbox"/> ⑤その他 ※（ ）内に理由を記載してください。 （ ）					

【対象施設（店舗）一覧表】

	対象施設（店舗）	備考	
1	飲食店、喫茶店	【要請内容】 ・午前5時から午後8時までの営業時間短縮 ・酒類の提供は午前11時から午後7時まで ・業種別ガイドライン等に基づく感染防止策の徹底	
2	※食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている飲食店		
3	※宅配・テイクアウトサービスは除く		
4	遊興施設のうち、食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている飲食店 ※ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請対象外		
5			飲食店（レストラン、居酒屋、料理店等）
6			喫茶店（カラオケ喫茶含む）
7			1～2以外のその他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設
8			キャバレー
9			ナイトクラブ
10			ダンスホール
11			スナック
12			バー
13			ダーツバー
14			パブ
15			サロン
16			ホストクラブ
17			ディスコ
		出会い系喫茶	
		カラオケボックス	
		ライブハウス	
	4～16以外のその他遊興施設		